

中央公園除草その他業務仕様書

1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（平成29年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

2 業務対象

中央公園除草その他業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙中央公園除草その他業務施行計画表のとおりとする。また、数量は別紙中央公園除草その他業務数量表のとおりとする。

3 報告事項及び検査完了期日（期限）

(1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。

(2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

中央公園除草その他業務概要

1 目的

中央公園の公園緑地機能を保つために、除草を行うものである。

2 業務概要

1) 芝草刈

・芝草地

回数：B 芝生広場（年7回）、B 基町環境護岸 9,163 m²（年4回）

B 基町環境護岸 1,876 m²（年2回）

A 二の丸内堀周辺（年5回）、

A,B,C1,C2,C3 の芝草地（年4回）、C3 芝生縁切（年2回）

2) 除草

・植樹帯の抜根除草、

回数：B 中国庭園内（年5回）、A,B,C1,C2,C3,D（年4回）

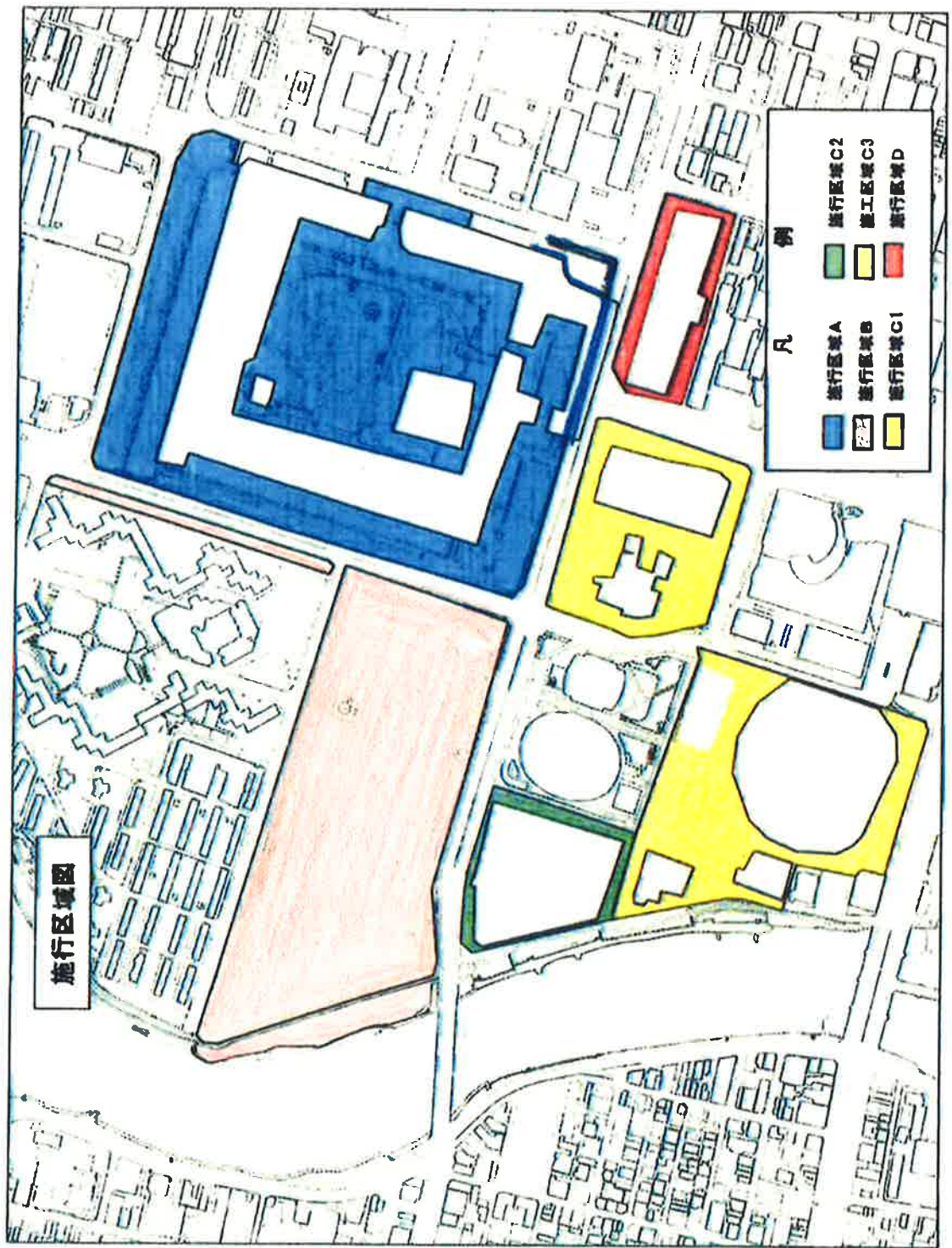
・石垣の抜根除草

回数：A 城壁（年3回）、A 内堀壁（年3回）

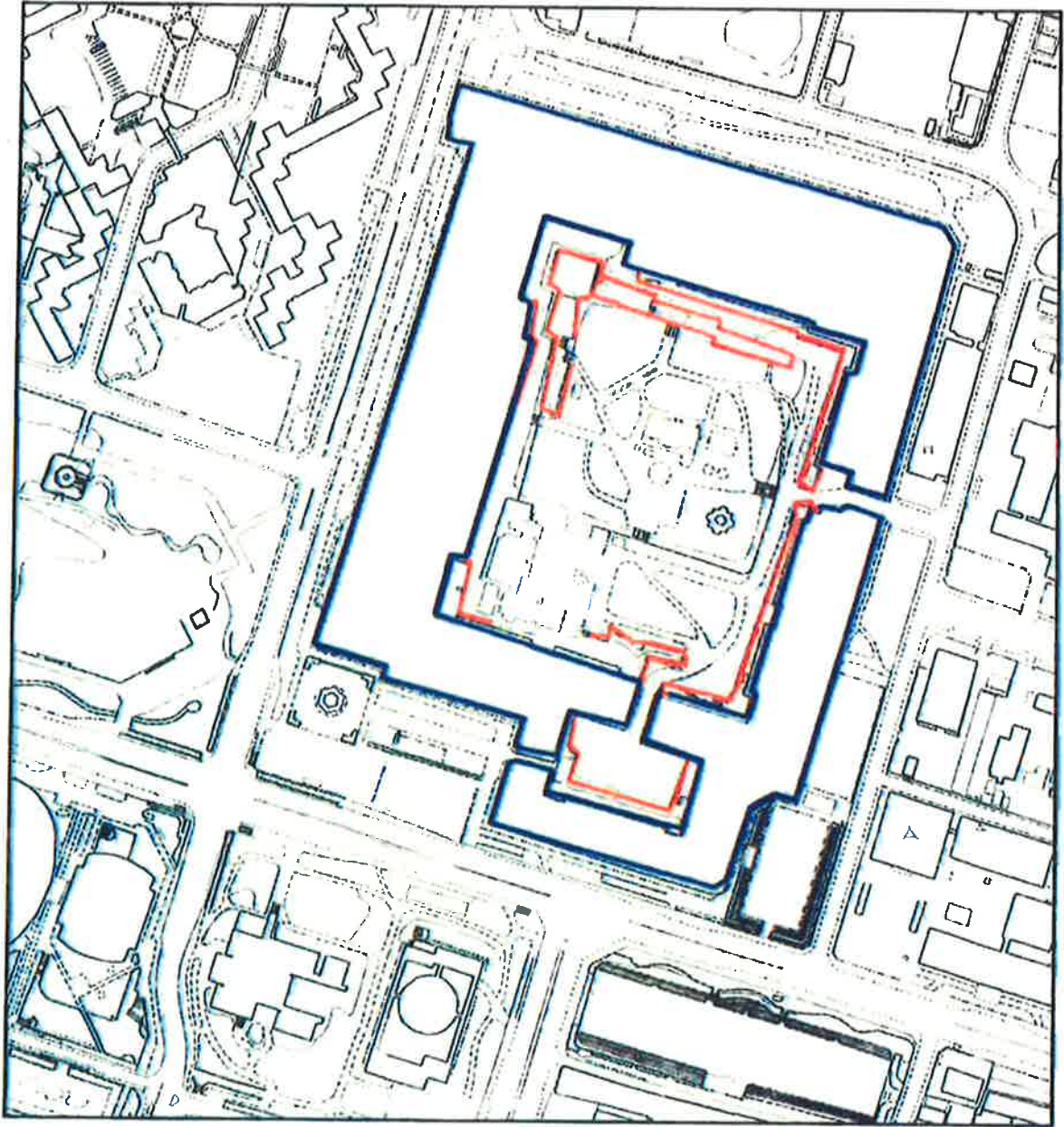
中央公園除草その他業務数量表

区分	種別	数量(A)	中央公園				回数(B)	年間管理数量 (A)×(B)
			A	B	C1	C2		
芝草刈	芝草地	17,170 m ²	17,170				7	120,190.0 m ²
	小型乗用式草刈機	9,163 m ²	9,163				4	36,652.0 m ²
	小型乗用式草刈機(基町環境護岸)	1,876 m ²	1,876				2	3,752.0 m ²
	芝草刈(基町環境護岸)	1,330 m ²	1,330				5	6,650.0 m ²
	芝草刈 二の丸内堀周辺	31,270 m ²	15,010	4,370	190	950	4	125,080.0 m ²
	〃 その他 芝生縁切	90 m				90	2	180.0 m
植樹帯	抜根除草(B7ブロック中国庭園内)	660 m ²	660				5	3,300.0 m ²
	〃	20,980 m ²	5,600	3,420	1,840	4,410	4	83,920.0 m ²
石垣	城壁	760 m ²	760				3	2,280.0 m ²
	内堀壁	2,850 m ²	2,850				3	8,550.0 m ²


備考



施行箇所図（施行区域 A 石垣）



凡 例

	城壁
	内堀壁